

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

告 示

北海道告示第423号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該蜜蜂の所有者に対し、当該蜜蜂について、腐蝕病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

- 実施の目的
腐蝕病の発生予防のため
- 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
夕 張 市 令和2年7月20日から同年9月25日まで
岩 見 沢 市 同
美 唄 市 同
芦 別 市 同
赤 平 市 同
三 笠 市 同
滝 川 市 同
砂 川 市 同
歌 志 内 市 同
深 川 市 同
南 幌 町 同
奈 井 江 町 同
上 砂 川 町 同
由 仁 町 同
長 沼 町 同
栗 山 町 同
月 形 町 同
浦 白 町 同
新 十 津 川 町 同
妹 背 牛 町 同
秩 父 別 町 同
雨 竜 町 同

目 次

告 示

○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	43
○農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の廃止……………（農地調整課）	46
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	46
○土地改良区連合の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	46
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	46
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	46
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	47
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	47
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	47
○森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課）	47
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	48
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	48
○令和元年度及び令和2年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………（建設管理課）	48
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	48
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	50
○特定調達契約に係る入札の公告……………	50
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定……………	51
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	54
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	54
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	55

北 竜 町	同
沼 田 町	同
札 幌 市	令和2年7月1日から同年10月31日まで
江 別 市	同
千 歳 市	同
恵 庭 市	同
北 広 島 市	同
石 狩 市	同
当 別 町	同
新 篠 津 村	同
小 樽 市	令和2年7月13日から同年10月16日まで
島 牧 村	同
寿 都 町	同
黒 松 内 町	同
蘭 越 町	同
ニ セ コ 町	同
真 狩 村	同
留 寿 都 村	同
喜 茂 別 町	同
京 極 町	同
倶 知 安 町	同
共 和 町	同
岩 内 町	同
泊 村	同
神 恵 内 村	同
積 丹 町	同
古 平 町	同
仁 木 町	同
余 市 町	同
赤 井 川 村	同
室 蘭 市	令和2年7月20日から同年10月2日まで
苦 小 牧 市	同
登 別 市	同
伊 達 市	同
豊 浦 町	同

壮 警 町	同
白 老 町	同
厚 真 町	同
洞 爺 湖 町	同
安 平 町	同
む か わ 町	同
日 高 町	令和2年7月1日から同年10月30日まで
平 取 町	同
新 冠 町	同
浦 河 町	同
様 似 町	同
え り も 町	同
新 ひ だ か 町	同
函 館 市	令和2年7月20日から同年10月9日まで
北 斗 市	同
松 前 町	同
福 島 町	同
知 内 町	同
木 古 内 町	同
七 飯 町	同
鹿 部 町	同
森 町	同
八 雲 町	同
長 万 部 町	同
江 差 町	令和2年8月3日から同年9月30日まで
上 ノ 国 町	同
厚 沢 部 町	同
乙 部 町	同
奥 尻 町	同
今 金 町	同
せ た な 町	同
旭 川 市	令和2年7月27日から同年10月9日まで
士 別 市	同
名 寄 市	同
富 良 野 市	同

鷹 栖 町 同
 東 神 楽 町 同
 当 麻 町 同
 比 布 町 同
 愛 別 町 同
 上 川 町 同
 東 川 町 同
 美 瑛 町 同
 上 富良野 町 同
 中 富良野 町 同
 南 富良野 町 同
 占 冠 村 同
 和 寒 町 同
 剣 淵 町 同
 下 川 町 同
 美 深 町 同
 音 威子府 村 同
 中 川 町 同
 幌 加 内 町 同
 留 萌 市 令和2年8月3日から同年9月30日まで
 増 毛 町 同
 小 平 町 同
 苦 前 町 同
 羽 幌 町 同
 初 山 別 村 同
 遠 別 町 同
 天 塩 町 同
 稚 内 市 同
 猿 払 村 同
 浜 頓 別 町 同
 中 頓 別 町 同
 枝 幸 町 同
 豊 富 町 同
 礼 文 町 同
 利 尻 町 同

利 尻 富 士 町 同
 幌 延 町 同
 北 見 市 令和2年7月1日から同年9月30日まで
 網 走 市 同
 紋 別 市 同
 大 空 町 同
 美 幌 町 同
 津 別 町 同
 斜 里 町 同
 清 里 町 同
 小 清 水 町 同
 訓 子 府 町 同
 置 戸 町 同
 佐 呂 間 町 同
 遠 軽 町 同
 湧 別 町 同
 滝 上 町 同
 興 部 町 同
 西 興 部 村 同
 雄 武 町 同
 帯 広 市 令和2年8月3日から同年9月30日まで
 音 更 町 同
 士 幌 町 同
 上 士 幌 町 同
 鹿 追 町 同
 新 得 町 同
 清 水 町 同
 芽 室 町 同
 中 札 内 村 同
 更 別 村 同
 大 樹 町 同
 広 尾 町 同
 幕 別 町 同
 池 田 町 同
 豊 頃 町 同

本 別 町 同
足 寄 町 同
陸 別 町 同
浦 幌 町 同
釧 路 市 令和2年7月13日から同年10月16日まで
釧 路 町 同
厚 岸 町 同
浜 中 町 同
標 茶 町 同
弟 子 屈 町 同
鶴 居 村 同
白 糠 町 同
根 室 市 令和2年7月20日から同年10月15日まで
別 海 町 同
中 標 津 町 同
標 津 町 同
羅 白 町 同

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で定飼又は転飼されている全蜂群
- 4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第424号

令和2年北海道告示第241号（農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請）は、廃止する。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年6月11日、旭川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、令和2年6月11日、美瑛川地区土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（湯の沢地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、令和2年6月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘153の1・字宇隆186（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宇隆186（次の図に示す部分に限る。）、字高丘153の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字東和159の1・160・568の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第429号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町瓜幕西28線25の11・25の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第430号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更261（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第431号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を夕張市役所の掲示場に掲示した。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和2年北海道告示第390号

2 所在が不明な者 金敬一、松田秀男、菊池民男、菊池ハナ、轡田優、藤村ハツ、今井清三郎

北海道告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定に

よる保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上ノ国町役場の掲示場に掲示した。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年農林水産省告示第1104号
- 2 所在が不明な者 多田 昌子

北海道告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 暑寒別雨竜停車場線	樺戸郡新十津川町字美沢154番2地先から 同郡新十津川町字美沢154番2地先まで	令和 2. 6.19 午前10時

北海道告示第435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
牧場の沢川（Ⅱ-06）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
河西郡中札内村南札内、西札内（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第436号

令和2年北海道告示第13号（令和元年度及び令和2年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

令和2年6月19日

北海道知事 鈴木直道

第2の2の(1)のアの（イ）の事項に次のただし書を加える。

ただし、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における基準日については、「資格審査の申請をする日の1年7か月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道留萌振興局告示第1001号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年6月19日

北海道留萌振興局長 宇野稔弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（10t級6×6専用型）	1台
イ 凍結防止剤散布車（乾式4.0m級）	1台
ウ ロータリ除雪車（1.3m/700t級）	1台

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年3月26日（金）

(4) 納入場所

ア (1)のア及びイ 苫前郡羽幌町寿町2番地 北海道留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所

イ (1)のウ 留萌市東雲町1丁目56番地 北海道留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

いこと。

- (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る複数回以上の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 令和2年7月30日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月29日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道留萌振興局留萌建設管理部のホームページ（<http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/rkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
- (3) 電話番号 0164-42-8342

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Snow Removing Truck (10 tons, 6×6 class) Quantity 1
- b Truck Mounted Spreader (Dry spreading type / 4.0 cubic meters) Quantity 1
- c Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 30, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than July 29, 2020)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Rumoi Department of Public Works Management, Rumoi Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan
Phone : 0164-42-8342

道教育庁教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年6月19日

北海道教育庁後志教育局長 中澤美明

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
後志管内道立学校で使用する電力
 - 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 14校15カ所 合計 1,216kW
 - 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 14校15カ所 合計 3,103,517kWh
- 落札を決定した日
令和2年4月27日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 リエスパワーネクスト株式会社
 - 住所 東京都豊島区東池袋4-21-1
- 落札金額
 - 基本料金 506円00銭
 - 電力量料金 18円37銭
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和2年3月17日付け北海道教育庁後志教育局告示第22号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
 - 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁胆振教育局告示第34号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年6月19日

北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 校内LANサーバ（東部地区） 一式 3台分
イ 校内LANサーバ（西部地区） 一式 2台分
 - 調達する物品等の仕様等 入札説明書による。
 - 納入期日 令和2年12月15日（火）
 - 納入場所 入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。
 - 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - 申請の時期 令和2年6月19日（金）から同年7月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
 - 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 契約条項を示す場所
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- 入札執行の場所及び日時
 - 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階B会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
 - 入札日時 令和2年7月20日（月）午前10時（送付による場合は、同月

17日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 道立学校タブレットの購入 234台

イ 予定時期 令和2年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年1月24日付け北海道教育庁胆振教育局告示第4号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電話番号 0143-24-9889

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Campus LAN server 5 sets in total (eastern district 3 sets, western district 2 sets)

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 20, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 17, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9889

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

北海道収用委員会会長 池田茂徳

1 事件名

令和2年（収）第1号一般国道5号改築工事（倶知安余市道路・北海道余市郡仁木町東町十二丁目地内から同郡余市町黒川町地内まで）収用事件

2 起業者の名称

国土交通大臣

3 事業の種類

一般国道5号改築工事（倶知安余市道路・北海道余市郡仁木町東町十二丁目地内から同郡余市町黒川町地内まで）

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日	受付番号
余市郡余市町登町	707番	雑種地	838.00	834.54	341.28	別表のとおり	別表のとおり	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日

令和2年6月5日

別表

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所
(亡) 山北彦吉の法定相続人 (法定持分576分の24) 山 北 南	余市郡余市町大川町14丁目4番地
(法定持分576分の8) 青 木 久美子	東京都江戸川区西葛西5丁目8番3-1314号
(法定持分576分の8) 青 木 英 文	札幌市手稲区富丘5条2丁目6番10号
(法定持分576分の8) 日永田 比呂美	神奈川県川崎市多摩区西生田3丁目10番13-2号
(法定持分576分の24) 山 北 統	札幌市清田区美しが丘3条6丁目10番3-1207号
(亡) 片山雄次郎の法定相続人 (法定持分576分の24) 片 山 英 子	余市郡余市町黒川町2丁目214番地
(法定持分576分の3) 坂 本 正 子	函館市美原3丁目39番14号
(法定持分576分の3) 坂 本 亘	函館市美原3丁目39番14号
(法定持分576分の6) 浜 崎 潤 子	函館市松陰町18番31号
(法定持分576分の6) 山 館 奉 子	函館市本通2丁目46番3号
(法定持分576分の6) 小 柳 笑 子	香川県丸亀市飯山町下法軍寺422番地10
(法定持分576分の12) 本 間 美 代	神奈川県横浜市港北区篠原町1531番地23
(法定持分576分の12) 本 間 徹	神奈川県横浜市港北区篠原町1531番地の23
(亡) 東秀夫の法定相続人 (持分不明) 篠 原 悦 子	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番5号
(持分不明) 杉 本 憲 直	札幌市手稲区稲穂1条1丁目4番31号
(持分不明) 杉 本 敏 子	札幌市白石区本通16丁目北12番8号ツチモトハイム105号

(持分不明)
杉本朋子
(持分不明)
長部尚子
(持分不明)
杉本靖知
(持分不明)
長尾朋子
(持分不明)
関根幸子
(持分不明)
保科慶一
(持分不明)
越野倫子
(持分不明)
保科公平
(持分不明)
保科学
(持分不明)
東チセ
(持分不明)
東倫子
(持分不明)
東展行
(持分不明)
小松慶子
(持分不明)
浅尾由美子
(持分不明)
東倫宏
(持分不明)
東毅志
(亡)神秀雄の相続人
(持分576分の72)
神光雄
(亡)牧野春己の法定相続人
(法定持分576分の18)
牧野勉
(法定持分576分の18)
村部美代
(法定持分576分の18)
小倉澄子

札幌市中央区南14条西13丁目2番47-104号
札幌市中央区南22条西9丁目1番25号
札幌市中央区南8条西24丁目1番20号ホワイトハイツ11号
札幌市北区新琴似8条13丁目7番9号
東京都大田区大森本町2丁目6番10号佐野荘101
埼玉県鴻巣市大間3丁目16番12号
札幌市南区藤野3条4丁目15番11号
埼玉県久喜市吉羽2丁目15番地28
宮城県仙台市青葉区吉成3丁目15番16号
札幌市豊平区西岡2条11丁目22番11号
札幌市豊平区西岡2条11丁目22番11号
札幌市豊平区平岸3条12丁目2番8-305号
余市郡余市町黒川町16丁目14番地11
千歳市花園3丁目6番14号
余市郡余市町黒川町9丁目50番地
札幌市白石区北郷6条10丁目3番22-105号
余市郡余市町登町753番
稚内市こまどり4丁目8番1号第2S Tマンション202号室
小樽市赤岩1丁目5番25号
小樽市桜2丁目9番202号 リーセント桜

(法定持分576分の9) 吉田綾子	札幌市北区屯田8条10丁目3番12号
(法定持分576分の9) 法性陽子	石狩市樽川4条2丁目13番地
(亡)下原由一の法定相続人	
(法定持分576分の36) 永井彌生子	小樽市赤岩1丁目27番34号
(法定持分576分の12) 下原俊彦	神奈川県川崎市川崎区藤崎4丁目17番15-412号川崎大師スカイハイツ
(法定持分576分の12) 阿部良彦	札幌市西区発寒5条2丁目3番31号リーブル201号
(法定持分576分の6) 下原一夫	小樽市赤岩1丁目27番34号
(法定持分576分の6) 瀬間明子	神奈川県川崎市川崎区昭和2丁目8番3-301号 パストラル青山
(亡)齊藤亀一の法定相続人	
(法定持分576分の18) 齊藤弘	余市郡余市町黒川町15丁目14番地16ぬくもりの郷104
(法定持分576分の18) 齊藤柁雪	札幌市西区宮の沢1条5丁目24番14号
(法定持分576分の18) 齊藤勝芳	余市郡余市町大川町15丁目21番地
(法定持分576分の18) 福岡里智子	札幌市西区発寒10条1丁目2番6-110号
(亡)田中岩太郎の相続人 (持分576分の72) 田中秀明	札幌市中央区南7条西6丁目2番地2ベルサエレンシア302号

道公安委員会規則	附則 この規則は、公布の日から施行する。
<p>道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年6月19日 北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ</p> <p>北海道公安委員会規則第7号 道路交通法施行細則の一部を改正する規則 道路交通法施行細則(昭和47年北海道公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 第10条第1号ア(ア)中「幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(ウ)及び(エ)中「に幼児」を「に小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。</p>	道警察本部告示
	<p>北海道警察本部告示第292号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年6月19日 北海道警察本部長 山岸直人</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 警察官(男性)用夏服上衣(長袖) 2,482着</p>

- (2) 警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,311着
- 2 落札を決定した日
令和2年6月2日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社札幌丸井三越
 - (2) 住 所 札幌市中央区南1条西2丁目11番地
- 4 落札金額
33,181,269円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年4月21日付け北海道警察本部告示第190号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察北見方面本部告示第46号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年6月19日

北海道警察北見方面本部長 高 倉 孝 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 調達をする物品等の名称
デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月及び1枚当たりの単価）
 - イ 調達台数及び調達予定数量
22台及び1月当たり 314,000枚
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 令和2年9月1日から令和5年8月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要

する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていること。
 - (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 令和2年6月19日（金）から同年7月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号
北海道警察北見方面本部会計課
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察北見方面本部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部303号会議室（送付による場合は、郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部会計課）
 - (2) 入 札 日 時 令和2年8月5日（水）午前11時（送付による場合は、同月4日（火）午後5時までに必着）
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察北見方面本部のホームページ (<http://www.kitamihonbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（1月及び1枚当たりの単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1月及び1枚当たりの単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札総価額（1月及び1枚当たりの単価に調達予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察北見方面本部会計課

(2) 所在地 郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号

(3) 電話番号 0157-24-0110 内線 2232

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 22 copying machines included maintenance and supply of consumer goods. Paper is not included.

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 5, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 4, 2020)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Kitami Area Police Headquarters, Aoba-cho 6-1, Kitami, Hokkaido 090-8511 Japan
Phone : 0157-24-0110 Extension 2232